

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則 (昭和 28 年文部省令第 9 号) 第 13 条第 1 項、金沢美術工芸大学学則 (平成 22 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。) 第 43 条第 2 項及び金沢美術工芸大学大学院学則 (平成 22 年規程第 2 号。以下「大学院学則」という。) 第 33 条第 3 項の規定に基づき、金沢美術工芸大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 前項に規定する学位には、「芸術」という専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学の美術工芸学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学の大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学の大学院の博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学の大学院が行う博士論文及び研究作品(研究作品にあっては、研究領域により必要な場合に限る。以下「博士論文等」という。)の審査及び試験に合格し、かつ、本学の大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を受けた者にも授与することができる。

(学位授与の審査の申請)

第 4 条 本学の大学院の修士課程を修業する学生が修士の学位の授与を受けようとするときは、所定の学位審査申請書に、修士作品(芸術学専攻の学生にあっては、修士論文とする。以下同じ。)を添え、学長に提出しなければならない。

2 前条第 3 項に規定する学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査申請書に、博士論文等を添え、学長に提出しなければならない。

3 前条第 4 項に規定する学位の授与を受けようとする者は、所定の学位審査申請書に、博士論文等を添え、学長に提出しなければならない。

(学位授与に関する審査の付託)

第 5 条 学長は、前条の規定に基づき、学位の授与に係る審査の申請があったときは、当該申請に係る学位の授与に関する審査(以下「学位授与審査」という。)を大学院学則第 6 条第 1 項に規定する研究科委員会(以下「委員会」という。)に付託しなければならない。

(審査会)

第 6 条 委員会は、前条の規定により学位授与審査の付託を受けたときは、当該学位授

与審査のため提出された修士作品又は博士論文等ごとに審査会を設けるものとする。

- 2 審査会は、修士作品にあっては、当該修士作品の内容に応じて、委員会において選出された本学の大学院の研究分野担当又は関連分野担当の教授を含む教員3人以上で、博士論文等にあっては、当該博士論文等の内容に応じて、委員会において選出された本学の大学院の研究分野担当又は関連分野担当の3人以上の教授で組織する。
- 3 委員会は、学位授与審査を行うために必要があると認めるときは、前項に規定する審査会に、修士作品にあっては、本学の大学院の研究分野担当若しくは関連分野担当の客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、博士論文等にあっては、本学の大学院の研究分野担当若しくは関連分野担当の准教授、講師若しくは客員教授又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
- 4 審査会は、修士作品又は博士論文等の審査の終了後に、試験を行うものとする。

(試験の方法)

第7条 前条第4項に規定する試験は、第4条の規定に基づく申請に係る修士作品又は博士論文等を中心として、その関連する研究分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査等の結果報告)

第8条 審査会は、修士作品又は博士論文等の審査及び試験が終了したときは、直ちにその結果を文書により、委員会に報告しなければならない。

(学力の確認)

第9条 委員会は、第3条第4項の規定による博士の学位を授与する場合における学力の確認を行うときは、前条の規定による審査会からの報告を受けた後に実施するものとする。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文等に関連する研究分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の認定)

第10条 委員会は、第4条第1項又は第2項の規定により学位の授与の審査を申請した者に係る修得単位及び第8条の規定による審査会の結果報告に基づき、その者の修士課程又は博士後期課程の修了の認定(以下「課程修了の認定」という。)について審議のうえ、合格又は不合格を議決するものとする。

- 2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、委員会の構成員(公務出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の者が出席し、かつ、出席した者の4分の3以上の者が賛成しなければならない。

(認定の結果報告)

第11条 委員会は、前条の規定に基づく課程修了の認定に係る議決を行ったときは、その結果を学長に報告しなければならない。

(授与資格の認定)

第 12 条 委員会は、第 4 条第 3 項の規定により学位の授与の審査を申請した者に係る第 6 条の規定による博士論文の審査及び第 9 条の規定による学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という。)について審議のうえ、合格又は不合格を議決するものとする。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項に規定する合格の議決を行う場合について準用する。

3 前条の規定は、第 1 項に規定する議決の結果の学長に対する報告について準用する。
(学位の授与)

第 13 条 学長は、大学学則第 42 条第 1 項の規定に基づき卒業を認められた者及び第 10 条の規定に基づき課程修了の認定を受けた者又は第 12 条の規定に基づき授与資格の認定を受けた者に対し、それぞれの学位を授与するものとする。

2 学長は、第 4 条の規定に基づき学位の授与の審査の申請を行った者で、当該申請に係る学位を授与できないものに対しては、その旨を通知するものとする。

(学位の名称の使用)

第 14 条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「金沢美術工芸大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第 15 条 学長は、学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学士の学位にあっては教授会の、修士又は博士の学位にあっては委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、及び学位記を返付させるとともに、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚す行為を行ったとき。

2 第 10 条第 2 項の規定は、学位の取消しについて準用する。

(学位記の様式)

第 16 条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 (第 16 条関係)

1 学士の学位記

卒業証書・学位記	
本籍(都道府県名)・国籍	
氏名	
年 月 日生	
本学美術工芸学部	学科
所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(芸術)の学位を授与する	
年 月 日	
金沢美術工芸大学長 印	
第	号

2 修士の学位記

学位記		
本籍(都道府県名)・国籍		
氏名		
年 月 日生		
本学大学院美術工芸研究科		
専攻の修士課程を修了したので修士(芸術)の学位を授与する		
年 月 日		
金沢美術工芸大学長 印		
第	号	

3 博士の学位記(第3条第3項の要件の場合)

学位記		
本籍(都道府県名)・国籍		
氏名		
年 月 日生		
本学大学院美術工芸研究科美術工芸専攻の博士後期課程を修了したので博士(芸術)の学位を授与する		
年 月 日		
金沢美術工芸大学長 印		
第	号	

4 博士の学位記(第3条第4項の要件の場合)

学位記

本籍(都道府県名)・国籍

氏名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので
博士(芸術)の学位を授与する

年 月 日

金沢美術工芸大学長 印

第 号